

- 託送料金の設定にあたっては、経済産業省令に基づき算定しています。
- 具体的には、託送供給等業務を能率的かつ適正に運営するために必要と見込まれる収入（収入の見通し）を算定し、発電側と需要側（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要）に対応する費用に配分しています。
- 具体的な算定方法は以下のとおりです。

1. 収入の見通しの算定

- ✓ 託送供給等業務の運営にあたり必要な収入の額について、将来の効率化計画を織り込み算定するフォワード・ルッキング・コスト（※1）の考え方に基づき計算（※2）します。

（※1）過去の費用実績を勘案するのみならず、将来発生が見込まれる適正な費用を推定する原価算定方式。
電気事業の場合、事業計画等を基に、将来期間（原価算定期間）における原価を算定。

（※2）経済産業省令の規定に基づき5年間ごとに計算。

2. 8部門への整理

- ✓ 1.で算定した費用を、費用が発生する事業部門毎（水力発電部門、火力発電部門、新エネルギー等発電部門、送電部門、変電部門、配電部門、販売部門、一般管理等部門）に整理します。

3. 7部門への整理

- ✓ 2.で整理した一般管理等部門の費用を、ABC方式（※3）を活用し、7部門に配分します。

（※3）ABC方式（Activity Based Costing = 活動基準原価計算）

複数の部門に関連する共通費用を、費用の発生原因に着目し、各部門に帰属させる方式。

具体的には、以下のとおり整理。

- ・費用発生の原因が特定できるものはその部門に直接配分〔直課〕
- ・直接整理が難しい場合には、経済産業省令にもとづく、客観的・合理的な基準（コスト・ドライバー）により配分〔帰属〕
- ・コスト・ドライバーを設定できない費用については、代理的な基準により配分〔配賦〕

4. 機能に応じた配分

- ✓ 3.で整理した7部門の費用を一般管理費と同様にABC方式の考えを用いて配分します。

① 総送電費	・送電線、鉄塔などの送電線路にかかる設備費用
② 受電用変電サービス費	・電圧を変更する変電設備のうち特別高圧の電気の運搬に必要な費用
③ 配電用変電サービス費	・電圧を変更する変電設備のうち高圧の電気の運搬に必要な費用
④ 高圧配電費	・配電線、電柱などの配電線路にかかる設備費用のうち高圧の電気の運搬に必要な費用
⑤ 低圧配電費	・配電線、電柱などの配電線路にかかる設備費用のうち低圧の電気の運搬に必要な費用
⑥ 総アンシラリーサービス費	・送電ネットワークを常時流れる電気の品質（周波数）の維持等に必要な費用
⑦ 総離島等供給費	・離島等供給に必要な費用
⑧ 給電費	・送電ネットワークの安定維持のための監視・制御費用
⑨ 需要家費	・計量・料金計算等の費用
⑩ 一般販売費	・その他電気安全周知等に必要となる費用

5. 固定費・可変費・需要家費への整理

- ✓ 4.で整理した費用をその性質に応じて固定費・可変費・需要家費に配分します。

6. 発電側及び需要側に対応する費用への配分

- ✓ 5.で整理した費用のうち、発電側・需要側の両方で等しく受益していると考えられる上位系統（基幹系統及び特別高圧系統）に係る費用（総送電費及び受電用変電サービス費）の固定費の一部を発電側に対応する費用に配分し、残りの費用を需要側に対応する費用に配分します。

7. 特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に対応する費用への配分

- ✓ 6.で整理した需要側に対応する費用を電気の使用形態に着目した合理的な負担割合（電力量、最大電力の比率等）にて、特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要に対応する費用に配分します。

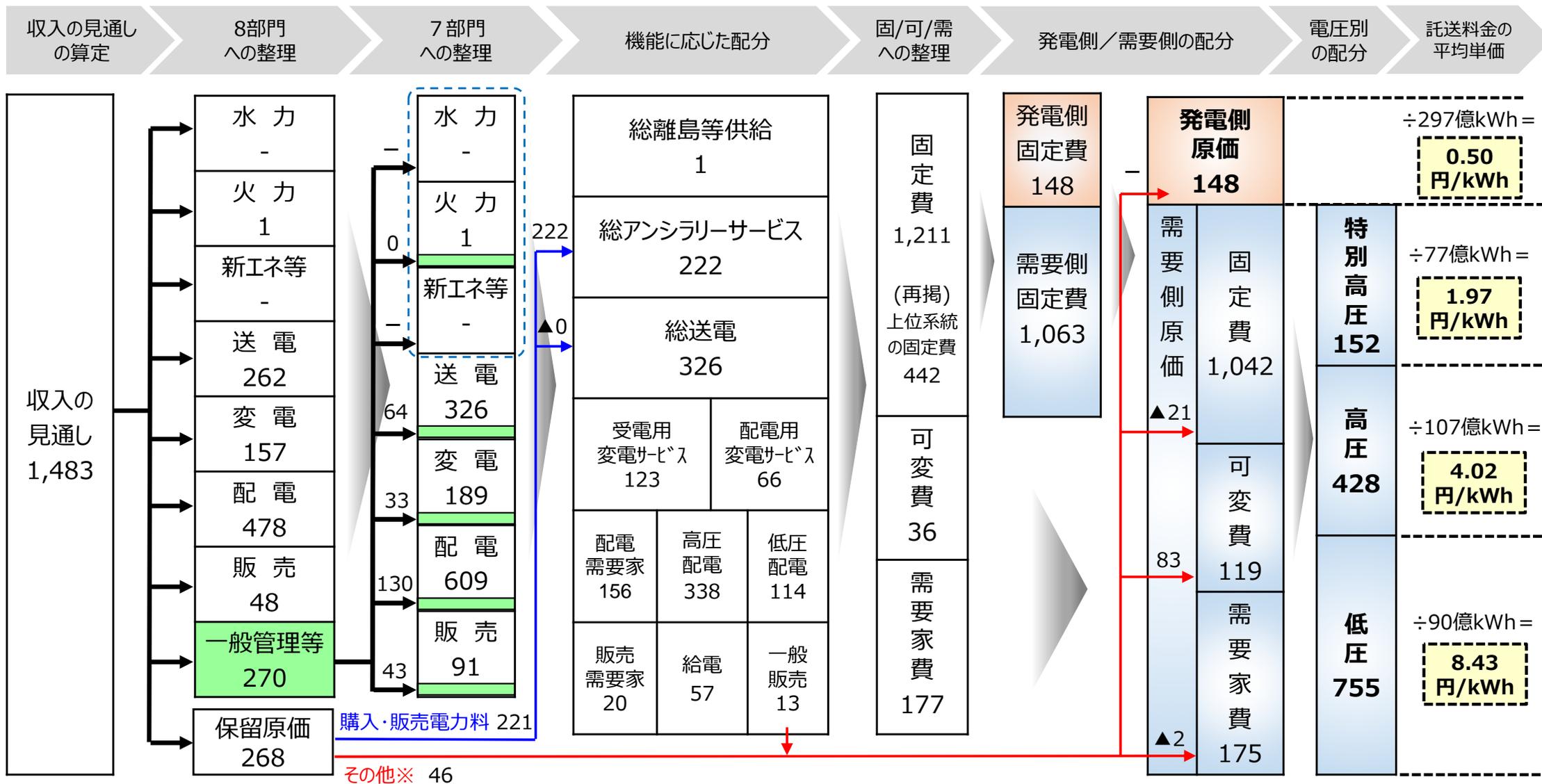
8. 託送料金の決定

- ✓ 発電側及び需要側（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要）の料金収入が、6、7で配分した発電側及び需要側（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要）の費用を上回らないように、基本料金と電力量料金等を設定します。

託送料金の算定方法（算定フロー図）

■ 規制期間（2024年度～2027年度）の4年平均

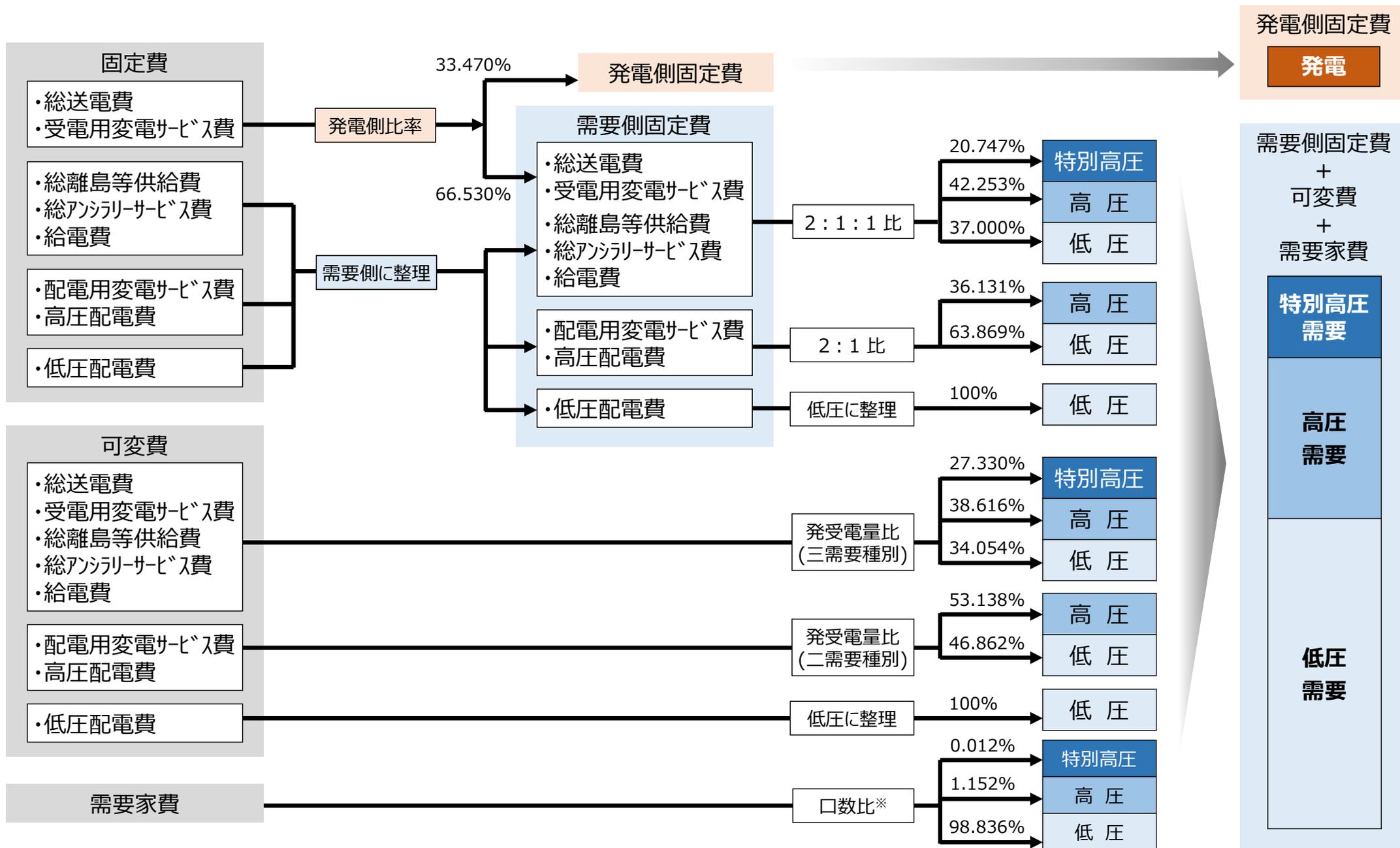
（億円／年）



注) 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※電源開発促進税、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、託送収益、事業者間精算収益、電灯料、電力料、振替損失調整額、電気事業雑収益、追加事業報酬、事業税、インバランス収支過不足

発電・需要配分および需要側電圧別配分フロー



※ 需要家費のうち引込線、計器等に係る費用については、事業者設定基準を定め、各電圧に配分している。